

2020年3月31日に企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)より企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下、「見積り開示会計基準」という)が公表されている。これにあわせて、2020年6月12日に金融庁より、令和2年内閣府令46号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等が公布され、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「連結財務」という)および「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「財務」という)等が改正されている。

見積り開示会計基準については、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が2003年に公表した改正国際会計基準1号「財務諸表の表示」(以下、「IAS1」という)125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めるとを検討するよう要望が寄せられたことに伴い検討が行われ、公表されたものである。見積り開示会計基準は、2021年3月期より原則適用がなされており、当該会計基準に基づく会計上の見積りに関する情報を財務諸表利用者が理解するこ

とは非常に重要であると考えられる。

本誌2021年9月20日号(No.1622)にて、2021年3月期の有価証券報告書(以下、「有報」という)の分析を行っているが、見積り開示会計基準に関する開示の分析は行っていなかったことから、本稿では、見積り開示会計基準の概略の解説とともに、2021年3月期の有報を対象に、見積り開示会計基準に基づく注記(以下、「重要な会計上の見積りに関する注記」という)について、開示事例の分析を行った。

なお、文中意見に係る部分は、筆者らの私見であることをあらかじめお断り申し上げます。

また、本稿の分析では、一部の項目を除き、次の条件の「分析対象会社」(計203社)を設定し、分析を行った。

- ・2021年4月1日現在、JPIX4000に採用されている。
- ・3月31日決算である。
- ・2021年6月30日(法定提出期限)までに有報を提出している。
- ・日本基準を採用している。

第1章

個数・項目内容・業種別からみる 開示する項目の識別と 項目数の分析

個数・項目内容・業種別からみる

開示する項目の識別と

項目数の分析

解説

見積り開示会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々

の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らし判断することとされている(見積り開示会計基準14項)。また、見

積り開示会計基準における開示目的は、次のとおりとされている(見積り開示会計基準4項)。

当年度の財務諸表に計上した金

額が会計上の見積りによるものうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク(有利となる場合及び不利となる場合)の双方が含まれる。以下同じ。)がある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とする。

さらに、当該開示目的に照らして、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別するこ